

刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

一 弁護に関する事項

1 被告人、被疑者に対する通知（法第三十一条の二関係）

(一) 刑事施設に収容されている被告人又は被疑者に対する刑事訴訟法（以下、「法」という。）第三十一条の二第三項の通知は、刑事施設の長に行うものとする。

(二) 刑事施設の長は、弁護士会から法第三十一条の二第三項の通知を受けたときは、直ちに当該被告人又は被疑者にその旨を告げなければならないものとする。

2 国選弁護人選任の請求（第二十八条の改正）

第二十八条を次のとおり改めること。

~~法第三十六条、第三十七条の二又は第三百五十条の三第一項の規定による弁護人の選任の請求をするには、その理由を示さなければならない。~~

3 国選弁護人選任の請求（法第三十七条の二関係）

法第三十七条の二の請求は、勾留の請求を受けた裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にしなければならないものとする。

4 国選弁護人選任請求書等の提出（法第三十七条の二等関係）

(一) 刑事施設に収容されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の三第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長又はその代理者を經由して、国選弁護人選任請求書及び資力申告書を裁判官に提出しなければならないものとする。

(二) (一)の場合において、刑事施設の長又はその代理者は、被疑者から(一)の書面を受け取ったときは、直ちに裁判官に送付しなければならないものとする。ただし、法第三百五十条の三第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被疑者から(一)の書面を受け取った場合には、当該被疑者が勾留を請求された後直ちに送付するものとする。

(三) (二)の場合において、刑事施設の長又はその代理者は、(一)の書面をファクシミリを利用して送信することにより裁判官に送付するこ

とができるものとする。

(四) (三)による送付がされたときは、その時に、(一)の書面の提出があつたものとみなすものとする。

(五) 裁判官は、(四)の場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、送信に使用した書面を提出させることができるものとする。

5 処分をすべき裁判官（法第三十七条の四関係）

法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する処分は、勾留の請求を受けた裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官が行うものとする。

6 処分をすべき裁判官（法第三十七条の五関係）

法第三十七条の二第一項又は第三十七条の四の規定により弁護人が付されている場合における法第三十七条の五の規定による弁護人の選任に関する処分は、最初の弁護人を付した裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官が行うものとする。

7 国選弁護人の選任（第二十九条の改正）

第二十九条を次のとおり改めること。

一 法の規定に基づいて裁判所又は裁判長が付すべき弁護人は、裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に所属する弁護士の中から裁判長がこれを選任しなければならない。~~但し、裁判所の所在地に~~ただし、その管轄区域内に選任すべき事件について~~弁護士としての活動をすることのできる~~弁護士がないとき~~その他やむを得ない事情があるときは、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域又はこれに隣接する他の地方裁判所の管轄区域内に在る~~弁護士会に所属する~~弁護士~~その他適当な~~弁護士~~の中からこれを選任することができる。

二 前項の規定は、法の規定に基づいて裁判官が弁護人を付する場合について準用する。

三 第一項の規定にかかわらず、控訴裁判所が弁護人を付する場合であつて、控訴審の審理のため特に必要があると認めるときは、裁判

長は、原審の国選弁護人であつた弁護士を弁護人に選任することができる。

四 前項の規定は、上告裁判所が弁護人を付する場合について準用する。

五 被告人又は被疑者の利害が相反しないときは、同一の弁護人に数人の弁護をさせることができる。

8 処分をすべき裁判官（法第三十八条の三関係）

法第三十八条の三第四項の規定による弁護人の解任に関する処分は、当該弁護人を付した裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官が行うものとする。

9 国選弁護人の選任等の通知（法第三十八条等関係）

（一）法の規定に基づいて裁判長又は裁判官が弁護人を選任したときは、直ちにその旨を検察官及び被告人又は被疑者に通知しなければならないものとする。この場合には、日本司法支援センターにも直ちにその旨を通知しなければならないものとする。

（二）（一）の規定は、法の規定に基づいて裁判所又は裁判官が弁護人を解任した場合について準用するものとする。

10 起訴状の謄本等の差出し等（第百六十五条の改正）

第百六十五条第二項の次に次の一項を加えること。

3 検察官は、公訴の提起前に法の規定に基づいて裁判官が付した弁護人があるときは、公訴の提起と同時にその旨を裁判所に通知しなければならない。

11 国選弁護人差支えの場合の処置（第百七十九条の六の改正）

第百七十九条の六第一項を次のとおり改め、第百七十九条の六第二項を削ること。

法の規定により裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人は、期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、第百七十九条の四第一項の手続をするほか、その事由及びそれが継続する見込みの期間を被告人に知らせなければならない。

二 少年事件の特別手続に関する事項

1 観護の措置が勾留とみなされる場合の国選弁護人選任の請求（少年法

第四十五条関係)

- (一) 少年法第四十五条第七号(同法第四十五条の二において準用する場合を含む。2(一)において同じ。)の規定により被疑者に勾留状が発せられているものとみなされる場合における法第三十七条の二第一項の請求は、少年法第十九条第二項(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。(二)及び2(一)において同じ。)若しくは少年法第二十条の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地(その支部の所在地を含む。)に在る簡易裁判所の裁判官にこれを行わなければならないものとする。
 - (二) (一)の場合における法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する処分は、少年法第十九条第二項若しくは少年法第二十条の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地(その支部の所在地を含む。)に在る簡易裁判所の裁判官がこれを行うものとする。
 - (三) (一)の被疑者が(一)の地方裁判所の管轄区域外に在る刑事施設に収容されたときは、(一)の規定にかかわらず、法第三十七条の二第一項の請求は、その刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地(その支部の所在地を含む。)に在る簡易裁判所の裁判官にしなければならないものとする。
 - (四) (三)の場合における法第三十七条の四の規定による弁護人の選任に関する処分は、(二)の規定にかかわらず、(三)の刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地(その支部の所在地を含む。)に在る簡易裁判所の裁判官がこれを行うものとする。法第三十七条の五及び第三十八条の三第四項の規定による弁護人の選任に関する処分についても同様とする。
- 2 観護の措置が勾留とみなされる場合の私選弁護人選任申出(少年法第四十五条等関係)
- (一) 少年法第四十五条第七号の規定により勾留状が発せられているものとみなされた被疑者でその資力が基準額以上であるものが法第三十七条の二第一項の請求をする場合においては、法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は少

年法第十九条第二項又は第二十条の決定をした家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とすること。

(二) (一)の被疑者が(一)の地方裁判所の管轄区域外に在る刑事施設に収容された場合において、法第三十七条の二第一項の請求をするときは、(一)の規定にかかわらず、法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は当該刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所とすること。

3 刑事施設に関する規定の準用（第二百八十二条の改正）

第二百八十二条を次のとおり改めること。

被告人又は被疑者が少年鑑別所に収容又は拘禁されている場合には、この規則中刑事施設に関する規定を準用する。

三 訴訟費用に関する事項

1 請求先裁判所

不起訴被疑者等の訴訟費用負担の請求（法第八十七条の二）は、公訴を提起しない処分をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならないものとする。

2 請求の方式

1の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

- (一) 訴訟費用を負担すべき者の氏名、年齢、職業及び住居
- (二) (一)に規定する者が被疑者でないときは、被疑者の氏名及び年齢
- (三) 罪名及び被疑事実の要旨
- (四) 公訴を提起しない処分をしたこと。
- (五) 訴訟費用を負担すべき理由
- (六) 負担すべき訴訟費用

3 資料の提供

検察官は、1の請求の際、次に掲げる資料を提供しなければならないものとする。

- (一) 訴訟費用を負担すべき理由が存在することを認めるべき資料
 - (二) 負担すべき訴訟費用の額の算定に必要な資料
- 4 請求書の謄本の差出し、送達
- (一) 1の請求をするときは、請求と同時に訴訟費用の負担を求められた者の数に応ずる請求書の謄本を裁判所に差し出さなければならないものとする。
 - (二) 裁判所は、(一)の謄本を受け取つたときは、遅滞なく、これを訴訟費用の負担を求められた者に送達しなければならないものとする。
- 5 不起訴被疑者等に対する訴訟費用負担の裁判の手續
- 1の請求について決定をする場合には、訴訟費用の負担を求められた者の意見を聴かなければならないものとする。
- 6 請求の却下決定
- 1の請求が法令上の方式に違反しているとき、又は訴訟費用を負担させないときは、決定でこれを却下しなければならないものとする。

四 即決裁判手續に関する事項

- 1 判決書への引用（第二百十八条の二の改正）
- 第二百十八条の二を次のとおり改めること。
- 地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所においては、簡易公判手續又は即決裁判手續によつて審理をした事件の判決書には、公判調書に記載された証拠の標目を特定して引用することができる。
- 2 書面の添付（法第三百五十条の二関係）
- 即決裁判手續の申立書には、法第三百五十条の二第三項に定める手續をしたことを明らかにする書面を添付しなければならないものとする。
- 3 同意確認のための国選弁護人選任請求（法第三百五十条の三関係）
- 法第三百五十条の三第一項の請求は、法第三百五十条の二第三項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にしなければならないものとする。
- 4 同意確認のための私選弁護人選任の申出（法第三百五十条の三関係）

資力が基準額以上である被疑者が法第三百五十条の三第一項の請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は法第三百五十条の二第三項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三百五十条の三第二項において準用する法第三十七条の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該検察庁の所在地を管轄する地方裁判所とすること。

5 即決裁判手続の申立ての却下

(一) 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の八各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならないものとする。法第二百九十一条第二項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とすること。

(二) (一)の決定は、これを送達することを要しないものとする。

6 弁護人選任に関する通知（法第三百五十条の九関係）

裁判所は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件以外の事件について、即決裁判手続の申立てがあつたときは、第一百七十七条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求できる旨のほか、弁護人がなければ法第三百五十条の八の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開くことができない旨をも知らせなければならないものとする。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでないものとする。

7 弁護人のない事件の処置（法第三百五十条の九関係）

(一) 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないときは、第一百七十八条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任するかどうかを確かめなければならないものとする。

(二) (一)の処置をするについては、被告人に対し、一定の期間を定めて回答を求めなければならないものとする。

(三) (二)の期間内に回答がなく又は弁護人の選任がないときは、裁判

長は、直ちに被告人のため弁護人を選任しなければならないものとする
こと。

8 公判期日の指定（法第三百五十条の七関係）

法第三百五十条の七の公判期日は、できる限り、公訴が提起された日
から十四日以内の日を定めなければならないものとする。

9 即決裁判手続による場合の特例（法第三百五十条の十関係）

即決裁判手続によつて審判をする旨の決定があつた事件については、
第百九十八条、第百九十九条及び第二百三条の二の規定は、適用しない
ものとする。

10 即決裁判手続による場合の特例（法第四十八条等関係）

（一） 即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件の公
判調書については、第五十二条第一項の規定にかかわらず、判決の言
渡しをした公判期日から二十一日以内にこれを整理すれば足りるもの
とする。

（二） （一）の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の
申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこ
れを整理したものとみなすものとする。

11 即決裁判手続による場合の特例（法第四十八条等関係）

（一） 即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件につ
いて、裁判長の許可があるときは、裁判所書記官は、第四十四条第一
項第十六号及び第十九号に掲げる記載事項の全部又は一部を省略する
ことができるものとする。ただし、控訴の申立てがあつた場合は、
この限りでないものとする。

（二） 検察官及び弁護人は、裁判長が前項の許可をする際に、意見を述
べることができるものとする。